

# いじめ防止基本方針



平成26年3月 策定  
(平成29年9月 改定)

上市町立上市中央小学校

# 目 次

1	いじめ防止基本方針	
(1)	目的	1
(2)	いじめの定義	1
(3)	基本理念	1
2	本校のいじめの実態と課題	
(1)	本校の実態	1
(2)	本校の課題	2
3	いじめ問題への対応	
(1)	いじめ未然防止のための取組	2
(2)	いじめ早期発見のための取組	3
(3)	いじめが起きたときの早期対応	4
(4)	重大事態への対処	5
<別表・別図>		
表 1	いじめ対策年間指導計画	6
図 1	いじめ防止等対策組織	7
図 2	いじめが起こったときの組織的な対応の流れ	8

## 1 いじめ防止基本方針

### (1) 目的

本校では、いじめ問題の未然防止や早期発見及び早期対応の取組を、家庭や地域、関係機関と連携して総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、この基本方針を策定しました。

### (2) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

（「いじめ防止対策推進法」より）

#### 【 具体的ないじめの態様の例 】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、持ち物を盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

### (3) 基本理念

いじめは、被害を受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

また、いじめはどの学年、どの学級でも起こりえます。そのため、いじめに対する認識を全教職員で共有し、全ての児童を対象として、迅速かつ組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。さらに、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民が、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携して取り組むこととします。

## 2 本校のいじめの実態と課題

### (1) 本校の実態

- ・本校では、年間を通して縦割り班による清掃活動や集会活動等の異学年交流の機会を設けており、人を思いやる心が児童に育ちつつあります。しかし、中には友達同士で乱暴な言葉遣いをしたり、面白半分にからかったり冷やかしたりして相手の心を傷付けてしまう児童もいます。また、かっとなり相手に手を出す姿が時々見られます。
- ・また、本校では規則を守り規範的な行動をとることができるように、機会を捉えて児童に繰り返し指導をしています。しかし、中には物事の善悪の判断が甘く、よくないこと

と分かっているにもかかわらず行動してしまう場合があります。また、近年はネット通信用ゲーム機やスマートフォン等の所持率が上がり、インターネットに自由に接続できるようになりLINEやSNS等を通じて人を傷付ける心配が増えています。

## (2) 本校の課題

- ・相手を思いやる言動がとれるように、更に言語環境を整えていく必要があります。そのため、教師が児童の言葉遣いや人間関係に常に気を配ることで、児童が正しく日本語を遣い、目上の人に敬語を遣うことや互いに「〇〇さん」と呼び合うことを目指します。また、児童が互いの違いやよさを認め合い、励まし助け合う温かい人間関係をつくるよう、教師が積極的に働きかけます。
- ・どの児童も楽しく学校生活を送ることができるように、道徳の授業を中心に人権教育をしっかりと行うことが重要です。特に、「人との関わり」や「生命の尊さ」、情報モラルについて考える機会を多くもち、教育活動全般において、誰もが大切な存在であり、誰に対しても思いやることが大切であることを認識するよう教えていきます。

## 3 いじめ問題への対応

＜中央っ子の合言葉＞

— 劔岳にチャレンジ —

㊦ よい心と体をつくろう。

㊧ ルールを守り、仲間を思いやろう。

㊨ もんを出し合い、よく考えよう。

### (1) いじめの未然防止のための取組

#### ① 「いじめを許さない、見過ごさない」学校・学級づくり

##### ・思いやりのあふれる学級運営

「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気为学校全体につくるとともに、自他を大切にする心と態度を育てる学級運営に努めます。

##### ・道徳教育・人権教育の充実

「私たちの道徳」の活用、資料の選定・提示の工夫をし、心を耕す道徳の授業に努めます。また、道徳年間指導計画を基に、全教育活動において道徳教育を充実させ、人権尊重の精神や思いやりの心を育てます。

#### ② 一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

##### ・分かる授業の実践

一人一人を大切にすた分かりやすい授業づくりに努め、話し合い活動の充実と学力向上の保障を図ることで、一人一人が達成感を味わい、自己有用感を高めていけるようにします。

##### ・主体的に取り組む児童会活動・学級活動の充実

児童が自主的・自発的に学校をよりよくしていこうとする児童会活動、生活の向上意識を醸成する学級活動の充実を図り、児童一人一人が役割をもって活動する場を多くもつようにします。また、ハーティさわやか活動や全校集会を充実させ、児童同士

の多様な関わり合いを生むことで、他を思いやる気持ちをしっかりともたせるようにします。

・一人一人が活躍できる学校行事等の提供

児童に目的意識をしっかりともたせ、自分たちで企画運営していく学校行事を行っていきます。「自分たちによる」「自分たちのための」学校行事を活性化していくことで、児童一人一人が生き生きと活動して達成感を味わい、互いの存在感や有用感を高めていけるようにします。

③ いじめの未然防止に向けた体制づくりの強化

・いじめ問題に関する年間指導計画の作成と取組

いじめの未然防止・早期発見への取組と校内委員会等を含めた教職員研修を関連付けた年間指導計画を作成、実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※ 参照【表1 いじめ対策年間指導計画】

・いじめに関する研修体制の充実

本校におけるいじめの実態や社会的ないじめの現状を具体的に把握し、いじめの防止・早期発見のための方策や発見したときの対応の仕方等の研修体制と実践を充実します。

(2) いじめの早期発見のための取組

① 日常観察

学校での児童の様子を観察、日記等での児童とのやりとり、保護者との懇談会や家庭訪問等を通して、児童の些細な変化に気付き、見守るようにします。また、スクールカウンセラーにも、校内巡視の中で児童の様子を観察してもらい、気がかりな児童の情報を共有します。

② 保護者や地域等との連携

児童、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携が取れるようにします。また、各種のたよりやホームページを活用して、学校の方針や取組を発信し、学校理解を推進します。

③ 児童理解の充実に図る教育相談

定期的なアンケート調査と教育相談週間を設定し、気軽な雰囲気の中で担任の教師が話を聞き取り、児童一人一人の思いや人間関係を把握するように努めます。保護者、教職員同士においても、気軽に相談できる雰囲気づくりに努めます。

(3) いじめが起きたときの早期対応

① いじめと疑われる行為を発見した場合

その場でその行為を止めさせ、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。

## ② いじめに関する相談を受けた場合

事実の有無を確認し、速やかに管理職に報告します。

## ③ いじめの事実を確認した場合

直ちに「いじめ対策指導委員会」を開き、情報を共有し、組織的な対応を協議します。

※ 参照【図1 いじめの防止等対策組織】

## ④ その後の対応

- ・ いじめの事実と校内での協議結果を町教育委員会に報告し、事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。また、必要に応じて、中学校、教育事務所等の関係諸機関と連携して対応します。
- ・ 本校や町教育委員会で解決が困難な場合（犯罪行為等）には、上市警察署と相談をして対応します。
- ・ 加害児童に対し、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。
- ・ いじめが起きた集団の児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶する態度を育てます。
- ・ 再発を防止するため、被害児童・保護者に対する支援、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・ いじめが一旦、解消したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

### 【「いじめが解消している状態」の判断要件】

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること  
(この期間は、被害の重大性により延ばすこともある。)
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること

※ 参照【図2 いじめが起こったときの組織的な対応の流れ】

## (4) 重大事態への対処

### ① 重大事態の定義

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

#### 【「生命、心身又は財産への重大な被害」の例】

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から、重大な被害が生じたという申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

## ② 重大事態への対処

- ・直ちに被害児童の心身の安全を確保します。
- ・速やかに町教育委員会を通じて、町長に事態発生について報告します。
- ・町教育委員会の指導の下、学校の「いじめ対策指導委員会」を立ち上げます。また、必要に応じて人的措置を含めた適切な支援を仰ぎます。
- ・「いじめ対策指導委員会」では、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとります。

### 【「事実関係を明確にする」ための観点】

- ・いつ頃から、誰から、どのような態様であったか。
- ・背景事情や人間関係にどのような問題があったか。
- ・教職員がどのように対応したか。など
- ・調査の実施については、被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進めます。また、アンケート等の結果を被害児童・保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童やその保護者に説明します。
- ・調査結果については、被害児童・保護者に事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

## ③ 対処における留意事項

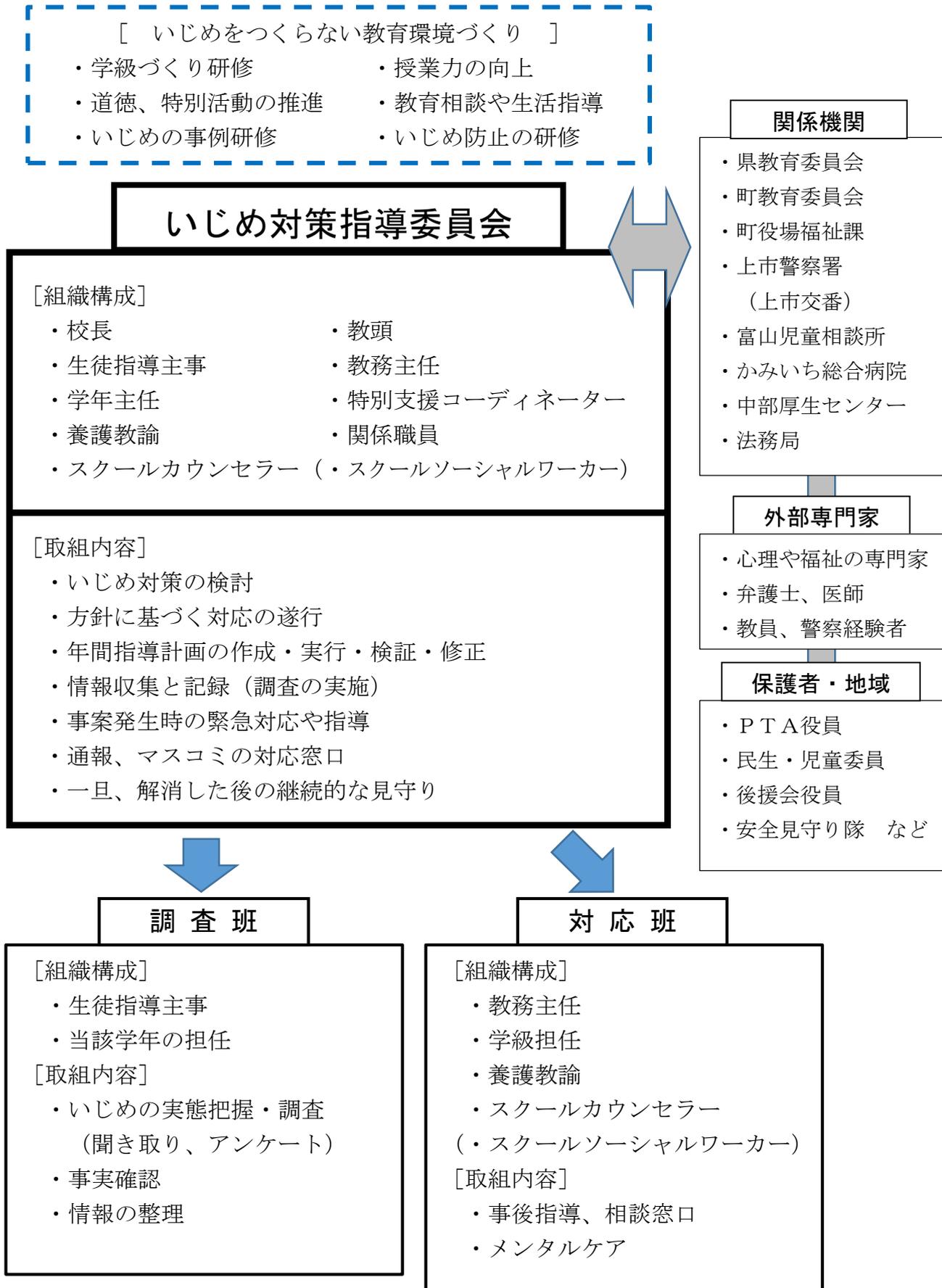
- ・説明文書の配布や緊急保護者会の開催については、当事者の同意を得た上で、対象学年を判断して行います。
- ・マスコミの対応が必要な場合は、管理職が適切な対応に努めます。

【表1 いじめ対策年間指導計画】

月	校内委員会、行事 等	未然防止への取組	早期発見への取組	
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">入学式</div> [全] 基本方針に関する研修会① (指導方針、指導計画等共通理解) ※ PTA 総会及び学級懇談会で 保護者啓発	[全] 学級づくり研修① (学級開き) [全] 学級づくり研修② (集団づくり)	[担] 家庭訪問	
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">運動会</div>	[全] 学級づくり研修③ (学級力アンケート)		
6	事案発生時、いじめ対策指導委員会の実施	[担] 教育相談 事前アンケート① [児] あいさつ週間	[担] 教育相談週間①	
7		[担] いじめ調査 [担] 夏季休業中の生活 安全指導	[担] 保護者 個別懇談会①	
8		[全] いじめ防止に係る研修会② (事例研修及び情報共有、2学期の 指導計画の確認)	[全] 校外巡回指導	[担] 夏季休業中の 生活把握
9			[全] 学級づくり研修③	[担] 夏季休業中の 生活把握
10		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">親と子の文化祭</div>	[児] 「丁寧な言葉遣いを しよう」週間	
11			[担] 教育相談 事前アンケート② [児] 人権週間	[担] 教育相談週間②
12			[担] 冬季休業中の生活 安全指導 [全] 校外生活巡回指導	[担] 保護者 個別懇談会② ※ 保護者学校評価アンケート [担] 冬季休業中の 生活把握
1			[児] 「相手のことを考え て行動しよう」 週間	
2		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">スキー教室</div>	[担] 保育所、中学校との 情報共有 [担] 学級づくり研修⑤	
3		[全] いじめ防止に係る研修会④ (年度まとめ、指導計画の見直し) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">卒業式</div>	[担] 春季休業中の 生活安全指導 [全] 校外巡回指導	[担] 春季休業中の 生活把握

道徳・特別活動・人権教育・分かる授業の推進・終礼時の情報交換

【図1 いじめ防止等対策組織】



【図2 いじめが起こったときの組織的な対応の流れ】

